

七尾市事業再生支援金

追加支援

コロナ禍において、原油価格や物価の高騰の影響を受け、売上げが減少した中小企業者に対して、支援金を交付します。

【給付額】

売上減少率	法人	個人事業主
▲30%以上	事業復活支援金(国)支給額の1/4	

1事業者につき1回限りとします。複数の店舗、事業所を経営している場合でも、店舗単位ではなく事業者単位での給付となります。

【申請期間】

令和4年6月30日(木)～令和4年9月30日(金)消印有効

※原則、郵送での受付のみ

【対象】

以下のすべてを満たすもの

①市内の中小企業者

株式会社、有限会社、合資会社等のほか、一般社団法人、医療法人、農事組合法人等も対象

②国が実施した事業復活支援金の給付を受けた者
(国の給付通知書が必要です)

<お問い合わせ>

●七尾市役所産業部産業振興課

TEL: 0767-53-8565

E-mail:sangyou-s@city.nanao.lg.jp



※午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日は休み)

七尾市事業再生支援金について

1. 申請受付方法及び期間

(1) 申請受付方法

郵送受付のみ

申請書類①から③を次の宛先に簡易書留など郵便物の追跡が出来る方法で送付してください。

(宛先) 〒926-8611

七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市役所産業部産業振興課 宛

(2) 申請受付期間

令和4年6月30日(木)から令和4年9月30日(金) 消印有効

※申請は1事業者につき1回限りとします。複数の店舗、事業所を経営している場合でも、事業者単位の給付となります。

2. 申請要件

七尾市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主で、以下の条件を満たすこと。

- ① 令和3年10月31日までに創業又は開業し、かつ、今後も事業を継続する意思のある者
- ② 令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上金額が平成30年11月から令和3年3月の間の任意の同じ月と比較して30%以上減少している者で、国が実施する令和4年事業復活支援金の給付を受けた者
(※平成31年1月1日以降に開業した者は国が実施する令和4年事業復活支援金の新規開業特例に該当する者)

3. 申請書類(①の書類は七尾市のHPよりダウンロードできます)

- ① 七尾市事業再生支援金申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 国が実施した令和4年事業復活支援金の給付通知書の写し
- ③ 振込先のわかるもの(通帳のコピー等)